久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

- 1. 開催日時 令和3年7月5日(月)午後1時25分
- 2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室 51、52
- 3. 出席委員
- 2番 山口吉広
- 3番 久 乗 清 和
- 4番 上 田 幸 子
- 5番上田隆健
- 6番中村日出美
- 7番 田 中 壽 嗣
- 8番 内 田 裕 夫
- 9番 石 塚 義 博
- 10番 辻 村 忠 雄
- 12番 芳 川 清 志
- 13番 林 勉
- 1 4 番 森 一 博
- 15番 井 上 文 彦
- 17番 内 田 孝 司
- 18番 川 嶋 久 治
- 19番 吉 田 武
- 20番 林 吉 一
- 4. 欠席委員
- 1 番 村 田 正 己
- 16番 神 原 均
- 5. 会議録署名委員
- 2 番 山 口 吉 広
- 3 番 久 乗 清 和

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長 山澤貴志子

農業委員会事務局 籔 内 雄 基

農業委員会事務局 髙 橋 華 寿 紀

農業委員会事務局 檜木佐知子

7. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3条許可)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に

ついて (利用権設定)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に

ついて (所有権移転)

報告第1号 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出につ

いて (農業用施設)

報告第2号 農地形状変更事業について (農地形状変更事業)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和3年第7回久御山町農業委員会定例 総会を始めさせていただきます。

なお本日は、村田委員、神原委員が欠席届をいただいておりますので、報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる 6 月 2 5 日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

2番 山口委員

4番 上田幸子委員

7番 田中会長

1 5 番 井上委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあい さつをお願いいたします。

会長あいさつ

(会長)

それでは、本日の議案につきましては、お手元の資料にあるとおりでございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) 1件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定) 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(所有権移転) 2件

報告第1号 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出 について(農業用施設) 1件

報告第2号 農地形状変更事業について

(農地形状変更事業)

1 件

それではまず、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。2番の山口委員、それから3番の久乗委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料に基づきまして、議事を進めてまいります。まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号8の案件 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号8について、議案書 1ページをご覧下さい。内容については記載のとおり です。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

ただ今、現地調査の報告と事務局から説明がございました。この議案第1号受付番号8につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号8を 許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願い いたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたしま す。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について利用権設定を議題といたします

それでは、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号58の案件につきまして、現地 視察の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われます。

(会長)

それでは続きまして、議案第2号受付番号58の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号58について、議案書3ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書4ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 2ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

ただ今、議案第2号受付番号58につきまして、現 地調査の報告の結果と事務局から説明がございまし た。

この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号58 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手 をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま す。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。それではまず、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号7と受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。 本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号7と受付番号8につきましては、関連する内容ですので、まとめて審議をいたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号7について、議案書5ページ上段をご覧下さい。次に議案第3号受付番号8について、議案書5ページ下段をご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書について

(事務局)

は、議案書6ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第3号受付番号7と受付番号8につきまして、 ただ今説明がございました。この件につきまして、何 かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号7と受付番号8について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願します。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま す。

本日の審議案件につきましては、以上でございま す。審議につきましては、これで終わりたいと思いま す。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号3。2アール未満の農業用施設用地(設置)届出につきまして、農業用施設を事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について、議案書7ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 4ページをご覧下さい。

本件については、令和3年5月26日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いします。

ただ今、報告第1号受付番号3につきまして、何かご意見とご質問等ございますか。

よろしいですか。農小屋の建築です。

それでは、特にご意見ご質問がないようですので、 続きまして、報告第2号受付番号1農地形状変更事業 について、事務局より報告を願います。

(事務長)

それでは、報告第2号受付番号1について、議案書8ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 5ページをご覧下さい。

本件については、令和3年6月16日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いします。

(会長)

報告第2号受付番号1。客土ですね、農地形状変更事業。これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

この案件ですけれども、これもともとの畑の上に低い柵があるということで、5 0 cm 盛るということですね。

で現状見たんやけど、始めなんであれ一時的に借り置きになったなと思ったけど、今見たら、80 cm 以上あるな現状。あれを果たして畑として、ええのかどうかというのか。

あの畑、隣の上まで盛ってある。隣の同意やなんか はもうてますのんか。田んぼに同意はないやろ。 (事務局)

隣接は同意書いただいてます。

(●●委員)

もうてる。やっと増えたあると思うねんけど、ええのかな。

(事務局)

あのすみません、いいですか。途中ちょっと土入れてはる段階では確認は取らさせてもらっていないんですけども、最終ちょっとまだ現地のほう確認とれていないので、また現地のほう確認取らさせてもらいます。

(●●委員)

あれは畑で効率用使うちゅうのは、ちょっと考えられへんわ。

(事務局)

はい。

(●●委員)

今まで畑で低うしてあるいうけども、30cm上がってあるし何ら支障なかったやと思うやけど。あれで50cm盛もって、ほんまに畑で利用できるんかな。維持管理が大変じゃないかなと思うんで。両方がほんでまた両方が田んぼやから、あれは土がずれると思うんやけど。そこら管理ようしていかなあかん。今後大変やと思うけどね。

(事務局)

当初、計画のほうは畑として利用しているが、地盤が低いので、整えて利用しやすくするためということで、盛り土高50cmと出ているので、もう一回現場のほう。

(●●委員)

もともと30 cm か40 cm の高さの畑やったわけで すね。その上に50 cm の盛りやから。

(事務局)

そうですね、ちょっと確認はとらさせてもらいま す。

● 委員、よろしいですか。その他、何かございませんか。

よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました審議と報告案に つきましては、全て終了をいたしたいと思います。

一 午後13時40分 終了 ————